

●文中の「SC」はサービスセンターの略



◆3月21日(月)「春分の日」は、「家庭ごみ」と「資源化物」を平常どおり収集します

収集日にあたっていている地区のことはお忘れなく。

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5709

## 2・3月分の給食費の口座振替は3月28日(月)

小・中学校の3月分の給食費は、2月分と一緒に3月28日(月)に口座振替になりますので、残高不足にご注意ください。

口座振替の手続きをしていないかたには、3月中旬に納付書をお送りします。金融機関の窓口で、28日までに納付してください。

●問い合わせ

学事課 ☎(888)5806

## お忘れなく！ 児童手当の手続き

児童手当は、中学3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)の児童を養育しているかたへ支給されます。出生などで新たに対象になる場合は、申請月の翌月分から支給対象です。

ただし、月末に事由(誕生日、前

住所地の転出予定日、施設退所日など)が発生した場合、その翌日から15日以内の申請であれば、事由発生の日から申請していただけます。遅れずに申請してください。

公務員(独立行政法人職員を除く)は、児童手当が勤務先から支給されます。採用・派遣・退職などで、勤務先から認定または消滅となるときは、お住まいの市町村への手続きが必要な場合があります。

手続きが遅れると、手当の返還や支給できない月が生じる場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ

子ども総務課 ☎(888)5689

## 引っ越しシーズン 空き家の管理は適正に

空き家は、所有者などが近隣に悪影響を与えないよう適正に管理することが原則です。冬期間の積雪などで、家屋が傷んでいないかご確認ください。また、引っ越しで自宅が空き家になる場合は、次の点にご留意ください。

◆建物の倒壊や、強風で物が飛散・落下するなどして、近隣の家屋や通行人などに被害を与えた場合、その建物の所有者または占有者などに対し、損害賠償などの管理責任が問われることがあります。

◆現在、空き家を所有している、または家族の転居などで空き家になる可能性がある物件をお持ちのかたは、「適正に管理されているか」「将来的に誰が管理するか」などを確認ください。

●問い合わせ

通行人などに危害を及ぼすような空き家：防災安全対策課

☎(888)5434

・その他、相談窓口の案内・紹介など：市民相談センター

☎(888)5646

## はりきゅう・マッサージ 受療券を交付します

秋田市国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入しているかたへ、4月1日(金)から使用できるはりきゅう・マッサージ受療券を交付します。

申し込みは3月24日(木)から、次の各担当課の窓口のほか、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で受け付けます(いずれも平日のみ)。

◆秋田市国民健康保険加入者への

はりきゅう・マッサージの

受療券交付

対象は、国保加入に加え、申請時の年齢が55歳以上74歳以下で、申請前の国民健康保険税を完納し

ているかたです。

交付1回につき800円を助成する券20枚綴りを2冊まで

申請時の持ち物▶国民健康保険被保険者証と本人確認ができる運転免許証やマイナンバーカードなど

担当窓口▶国保年金課(市役所1階)

☎(888)5630

◆後期高齢者医療制度加入者への

はりきゅう・マッサージの

受療券交付

交付▶1回につき800円を助成する券15枚綴りを1冊

申請時の持ち物▶後期高齢者医療被保険者証

担当窓口▶長寿福祉課(市役所2階)

☎(888)5666

## 4月から自転車の損害賠償保険への加入が義務化

「秋田県自転車条例」により、4月から「自転車損害賠償責任保険等」(自転車利用によって、他人の生命・身体に損害を与えた場合に補償する保険・共済)への加入が義務化されます。万が一の事故に備え、必ず保険などに加入してください。

自転車は車の仲間です。定期的な整備士による点検・整備を受け、交通ルールを守り安全に利用しましょう。

●問い合わせ

交通政策課 ☎(888)5766



シリーズ  
**カラフルトーク**  
最終回

**国際トランス  
ジェンダー認知の日**

毎年3月31日は、トランスジェンダー(生まれたときに割り当てられた性別と違う性別で自分を認識している人)のかたがたを祝うとともに、直面している差別の現状について認知度を高めるための記念日です。

2009年にアメリカのトランスジェンダー活動家のレイチェル・クランダーが創設し、2021年にはバイデン大統領が史上初めて政府として公式に声明を発表しました。今年の記念日の各国の動向もぜひチェックしてみてください。

生活総務課女性活躍推進担当  
☎(888)5650



冊子「秋田市暮らしに役立つサービス(左)には、介護保険制度以外のサービスや支援を行っている民間事業者・団体の情報が満載です。

**「秋田市暮らしに役立つサービス」をお手元に!**

高齢のかた、高齢のご家族と離れて暮らしているかた、障がいのあるかた、子育て中のかたなど、みなさんに活用していただける内容になっています。お手元に1冊、ぜひどうぞ。

**配布場所**▶長寿福祉課(市役所2階)、各市民SC、駅東SC、各地域コミュニティセンター、各地域包括支援センター

\*市ホームページからもどうぞ。

◆広報ID番号 1033349

**★例えばこんなサービスを掲載しています!**

■お弁当の配達 ■外出時の付き添い

■宅配サービス ■空き家の管理

- 訪問理美容 ■見守りサービス
- 福祉用具販売・レンタル
- 医療機関・行政相談窓口など

●問い合わせ 長寿福祉課 ☎(888)5666

**困り事は市社協のふれあい福祉相談センターへ**

外出制限が続いていることなどが原因で、不安やイライラ、つらい気持ちが続くかたは、ひとりでは悩まず、秋田市社会福祉協議会ふれあい福祉相談センターへお気軽にご相談ください。

福祉、生計、家族関係、結婚、離婚、人種、法律、財産、苦情など、さまざまな悩みごとの相談にも応じています。

なお、弁護士による無料法律相談(予約制)を、原則、毎月3月曜、午前10時〜正午に実施していますのでご利用ください。

●問い合わせ 秋田市社会福祉協議会ふれあい福祉相談センター  
☎(863)6006

**後期高齢者医療保険料の特別徴収開始をお知らせ**

75歳になったかたは、後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります。4月の年金から初めて保険料の

引き落としが始まるかたへ、4月中旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。通知書に記載した保険料は令和2年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落とされる額です。令和3年中の所得から算定される令和4年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされませんが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

**対象**▶次の①②とも該当するかた  
①介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた  
②昨年6月1日から10月2日までに75歳になったかた

◆75歳になった時期によって、次のとおり保険料の引き落とし開始月が異なります

- 昨年10月3日から12月2日までに  
なったかた↓今年6月から
- 昨年12月3日から今年2月2日までに  
なったかた↓今年8月から
- 今年2月3日から5月31日までに  
なったかた↓今年10月から

●問い合わせ 後期高齢医療課  
☎(888)5638